

軽自動車税のグリーン化特例 (軽課) が延長されました



平成27年度税制改正で実施された軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限が1年間延長になりました。これにより、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車などで、排出ガス性能および燃費性能に優れたものについては、以下のとおり、平成29年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

車種区分	標準	電気自動車 ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制(自動車排出ガス規制)から窒素酸化物10%低減) 概ね75%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車			
			平成32年度燃費基準+20%達成(乗用車) 平成27年度燃費基準+35%達成(貨物車) 概ね50%軽減	平成32年度燃費基準達成(乗用車) 平成27年度燃費基準+15%達成(貨物車) 概ね25%軽減		
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

軽自動車税減免のおしらせ

身体障害者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を使用している場合で、その障がいの程度や車両の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

▼対象となる車両

①一般の軽自動車など

障がい者本人または障がい者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車のうち、1台について

②特殊用途の軽自動車

車体の構造や装置が、障がい者利用のために特殊な仕様となっている軽自動車(車検証に「身体障害者輸送車」「車いす移動車」などの記載があるもの)

▼必要書類など

減免申請書(本庁舎税務課および尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課にあります)と、次の書類などをご持参ください。

①一般の軽自動車など

納税義務者の個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類、印鑑、運転する方の運転免許証、車検証、軽自動車税納税通知書、身体障害者手帳または療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
※障がい者の方と運転される方が別居している場合は、生計同一証明書(福祉課障がい支援係で発行)も必要となります。

②特殊用途の軽自動車

納税義務者の個人番号確認書類および本人確認書類(納税義務者が法人の場合は法人番号確認書類)、印鑑、車検証、軽自動車税納税通知書

▼申請受付期間

5月8日(月)～5月24日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
※上記期間を過ぎますと、その年度の減免を受けることができなくなります。

▼申請窓口

- ◇税務課住民税係
- ◇尾上総合支所市民生活課総務係
- ◇碓ヶ関総合支所市民生活課総務係

▼留意事項

- ◇減免を受けるための申請は、毎年必要となります。
 - ◇普通自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。
 - ◇既に納付された税については減免を受けられませんので、納税組合などに加入されている方は特にご注意ください。
 - ◇平成29年4月2日以降手帳の交付を受けている場合は、翌年度より減免対象となります。
 - ◇申請を受け付けした場合でも、減免基準に合致しないことが判明した場合は減免が受けられません。
- ※障がいの程度や車両の使用状況によっては、障害者手帳をお持ちであっても減免とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ：税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241～1243)